

埼玉連理 第46号  
令和5年12月23日

一般社団法人埼玉県弓道連盟 会員各位

一般社団法人埼玉県弓道連盟  
会長 本橋 民夫  
(公印省略)

### 弓道稽古における安全確保について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件について、下記の通りご留意いただきたくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 稽古の場所

- ① 原則として、安全対策が取られている弓道場以外での弓道稽古（巻藁前稽古を含む）は行わない。
- ② 安全対策が取られている弓道場以外の場所においては、いかなる場合も的前稽古は行わない。
- ③ 自宅で巻藁前稽古を行う場合は、矢止め等の十分な安全対策が取られていること
- ④ 公園・河川敷等の不特定多数の方が利用する場所での巻藁前稽古は、たとえ安全と思われる場所であっても行わない

#### 2 弓道具の点検、適切な服装での稽古

- ① 日常的に弓具の点検を行い、破損等による事故の防止に留意すること
- ② 弓具を適切な利用方法によって扱うこと
- ③ 弓道稽古にふさわしい服装での稽古を行うこと

以上